

1

定率法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書

定率法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
残 存 価 額		8	()	()	()	()	()
定 率 法 に よ る 償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 額	期末現在の帳簿価額	9					
	期末現在の引当金等の金額	10					
	引当金等の期中取崩額	11					
	改定帳簿価額 (9)-(10)-(11)	12					
	損金に計上した当期償却額	13					
	前期から繰り越した償却超過額	14					
	前期から繰り越した償却不足額 又は合併等特別償却不足額	15					
差 引 計 (12+(13)+(14)-(15))		16					
耐 用 年 数			17	年	年	年	年
償 却 率			18				
當 期 分 の 償 却 限 度 額	当償期 発生 普通 額	算出償却額 (16)×(18)	19	円	円	円	円
	増 加 償 却 額 (19)×割増率	20	()	()	()	()	()
	計		21				
	割 増 償 却	租税特別措置法 適用 条項	22	条 項	条 項	条 項	条 項
當 期 分 の 償 却 限 度 額	割 増 償 却	割増償却額	23	()円	()円	()円	()円
	特 別 償 却	租税特別措置法 適用 条項	24	条 項	条 項	条 項	条 項
	特 別 償 却	特別償却額	25	()円	()円	()円	()円
	計 (23)+(25)		26	外	外	外	外
差 引 額	前期から繰り越した償却不足額 又は合併等特別償却不足額	27					
	合 計 (21)+(26)+(27)		28				
	当期償却額	29					
當 期 分 の 償 却 限 度 額	償 却 不 足 額 (28)-(29)	30					
	償 却 超 過 額 (29)-(28)	31					
當 期 分 の 償 却 限 度 額	前 期 か ら の 繰 越 額	32					
	當認 期 容 損 金 額	引 当 金 等 取 崩 し に よ る も の	33				
	差 引 合 計	翌期への繰越額 (31)+(32)-(33)-(34)	35				
	翌期に繰り越すべき償却不足額 ((30)-(33))と((26)+(27))のうち少ない金額)	36					
當 期 分 の 償 却 限 度 額	當期において切り捨てる償却不足額 又は合併等特別償却不足額	37					
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (36)-(37)	38					
	翌期額 への 内 繰 記	当期分不足額	39				
合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((30)-(33))と(26)のうち少ない金額)			41				

(2) 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産。
租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定（租税特別措置法第49条第1項及び第68条の37第1項の規定を除きます。）の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。